

安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例(案) へのご意見を募集します。

● 募集期間

平成30年10月1日（月）～平成30年10月31日（水）

● 募集の主旨

安城市議会は、食文化の振興とまちの活性化を図るため、「安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例」を策定します。

この案に対する皆様のご意見をお寄せください。

● 条例（案）をご覧いただくには

【と き】平成30年10月1日（月）～平成30年10月31日（水）

午前8時30分～午後5時15分

*ただし、閉庁日・各施設の休館日は除きます。

【ところ】議事課、市民交流センター、地区公民館、アンフォーレ、

*市議会公式ウェブサイトにも掲載しています。

● ご意見の提出方法

募集期間中に住所、氏名（団体等の場合は、所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、次のいずれかの方法で、意見を提出してください。意見を提出できるのは、市内に在住・在勤・在学する人、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体、及び市内で活動する人です。

*意見提出用紙をご利用ください。

なお、お寄せいただいたご意見に対する市の考えを整理し公表しますが、個別に直接回答はしませんので、ご了承ください。

提出方法	提出先
持参の場合	議事課
郵送の場合	〒446-8501 安城市桜町 18-23 安城市役所議事課あて
ファックスの場合	<77-8200>
Eメールの場合	giji@city.anjo.lg.jp

*電話による意見の提出は、内容を正確に記録することができないため受け付けできません。

安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例(案)に対する意見書

(パブリックコメントによる意見)

1 住 所
 (必ずご記入ください)

2 氏 名 (必ずご記入ください)
 (法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

3 連絡先・電話番号

4 在住・在学等の区別 ア 市内に住所を有する者
 (右記のいずれかに○ イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 をご記入ください) ウ 市内に通勤又は在学する者
 エ 市内で活動する者

※住所、氏名などの個人情報、利用・転用等することは一切ありません。ご意見を採用する際には、抜粋・編集させていただく場合があります。また、市議会公式ウェブサイト等に公表する際には要約等させていただく場合がありますのでご了承ください。

意見該当箇所 (「〇〇に関して」や「第〇条」や「△ページの□行目」など)	ご意見・提言の内容

※この様式を参考に、他の紙に記載して提出しても構いません。
 ※用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例

(前文)

安城は、かつて「安城が原」と呼ばれる荒野でしたが、都築弥厚の構想から拓かれた明治用水により、矢作川の水が引かれたことで、農業が発展し「日本デンマーク」と呼ばれるほど豊かな大地を持つ農業先進地になりました。

そして、古くから伝わる三河万歳に加えて、安城小唄や安城音頭などの民謡が生まれ、芸妓文化や安城七夕まつりなど地域に根ざした文化が花開き、現在は農業・工業・商業が調和した豊かな地域に発展しています。

その礎を築いた先人と豊かな水と大地の恵みに感謝の思いをさせ、安城にゆかりのある飲み物で乾杯し、地元の農産物や郷土の料理に舌鼓を打つことで、市民等がより一層絆を深め、幸せな地域になることを願いこの条例を定めます。

【解説】

前文は、条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、条例制定の背景、制定の決意等について定めています。

まず、安城市のこれまでの成り立ちから始まり、続いてこの条例制定の意義を明記しています。

この条例は、市民生活を規制するものではなく、市民等・事業者の理解と協力を得て、まちづくりにつながることを願うものです。

「安城にゆかりのある」とは、地域で生産・製造・加工されたものを指します。

(目的)

第1条 この条例は、安城にゆかりのある酒類やお茶などを用いた乾杯の習慣を広めるとともに、地産地消を推進することで、食文化の振興とまちの活性化を図ることを目的とする。

【解説】

目的規定は、この条例を制定する目的を簡潔に表現し、各条文に共通した解釈の指針を示したものです。

安城にゆかりのある飲み物による乾杯に始まり、地産地消を推進することで食文化の振興とまちの活性化に寄与することを目的としています。

乾杯は、宴席に限らず会議や家族での食事会、催しなどを始める合図として行います。

食文化振興として、安城にゆかりのある食材を使用した郷土料理の継承や、新たな名物料理への展開を期待しています。

(市の役割)

第2条 市（議会及び市長その他の執行機関をいう。第3条及び第5条において同じ。）は、前条の目的を達成するために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【解説】

安城にゆかりのある飲み物や農産物などを本市の地域資源と捉え、普及・浸透を図ることでまちづくりにもつながることが期待されることから、幅広く様々な場面を捉えて取組を進めるものです。

(事業者の協力)

第3条 第1条の目的に賛同する事業者（以下「事業者」という。）は、この条例の趣旨を尊重し、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

【解説】

「事業者」とは、製造者・飲食の場を提供する事業者などだけにとどまらず、広くこの条例の目的を達成するために関わり、かつ、賛同してくれる事業者すべてのことを表しています。

(市民等の協力)

第4条 第1条の目的に賛同する市民並びに市内に滞在する者及び市の区域を通過する者（以下「市民等」という。）は、本条例の趣旨を尊重し、乾杯及び地産地消の取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民等として広く捉えているのは、住民や通勤・通学者のみならず単なる市域の通過者にもこの条例の趣旨をご理解いただき、できる限り広い参加を期待するからです。

「市民等の協力」とは、乾杯に始まる地産地消の取組を通して安城の食文化の振興とまちの活性化に協力を求めるものであり、努力義務となっています。

(嗜好等の配慮)

第5条 市、事業者及び市民等は、この条例に基づく取組を実施するに当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

【解説】

本来、お酒を飲むか、飲まないか、何を飲むかは個人の自由です。

この条例では、個人の嗜好や意思を尊重し、飲酒の強要などがないよう、また個人の嗜好に合わせて楽しく乾杯が行われるよう呼びかけるものです。